

困ったときは

消費者センターに ご相談ください

江戸川区消費者センター

契約・解約の
トラブル

商品や
サービスに関する
相談・苦情

多重債務

くらしの中の
製品事故



江戸川区消費者センター

☎03-5662-7637 (相談専用)

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/shouhisya_center/index.html

こんなときは、一人で悩まず江戸川区消費者センターにご相談ください。

契約・解約のトラブル

悪質商法の被害にあったり、事業者との間で契約や解約のトラブルになったときは、早めに消費者センターにご相談ください。

投資詐欺

「必ず儲かる」と誘われ出資したが配当金が支払われない。



訪問販売・電話勧誘販売

強引な勧誘や不意打ち的な販売方法で契約したが解約したい。



インターネット通販

インターネットで商品を購入したが、商品が届かない。



架空請求

携帯電話やパソコンに身に覚えのない請求メールが届いた。



多重債務(借金)

複数の消費者金融やクレジットカード会社などからお金を借り、返済困難な状況になることを**多重債務**といいます。支払い困難になっても解決方法はあります。相談内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。



商品やサービスに関する事故

商品使用による事故、サービスの品質などのトラブルに遭ったときは、消費者センターにご相談ください。

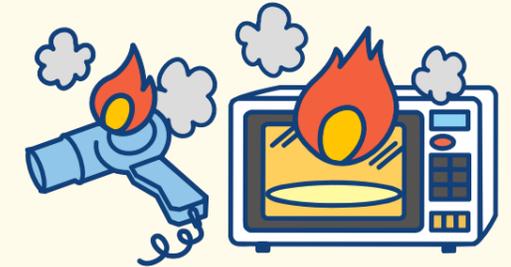
電池を飲み込んでやけど

ボタン型の電池を子どもが飲み込み、体内に化学やけどを負った。



電気製品から出火

取扱説明書通りに使用していたのに電気製品から突然出火した。



ベビーカーで指が

ベビーカーを折りたたんだら、子どもの指が挟まってしまった。



クリーニングで色落ち

衣類をクリーニングに出したら色落ちして戻ってきた。



まつげエクステンションで目が腫れた

施術の翌日に目が腫れたため医師の診察を受けると、結膜炎と診断され、接着剤が原因ではないかと言われた。



江戸川区消費者センターとは

消費者相談の窓口として、江戸川区が運営しています。
生活振興部地域振興課消費者センター



江戸川区消費者センターでは

■消費者相談

専門の消費生活相談員が区民の皆さまの相談内容に応じて問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。

■消費者啓発

区民の皆さまがくらしの知識を幅広く学ぶために消費生活に役立つ情報を提供しています。

講師派遣制度をご利用ください



消費者被害を未然に防止するために、悪質商法の手口とその対処法をお伝えしています。また、契約の基礎知識やより良い商品を選ぶ際の表示の見方など、生活知識に関する勉強会にも講師を派遣しています。詳しくは江戸川区消費者センターにお問い合わせください。

お問合せ

☎03-5662-7635 (啓発担当)
FAX 03-5607-1616

困ったときは、一人で悩まずご相談ください

江戸川区消費者センター

☎03-5662-7637 (相談専用)

受付時間：月～金 午前9時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始はお休みです)

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/shouhisya_center/index.html

消費者ホットライン ☎188 (土・日・祝日)